

船舶事故等調査報告書（軽微）

1 船舶事故

計 54 件

2 船舶インシデント

計 18 件

合 計 72 件

(別紙のとおり)

平成21年2月27日

運輸安全委員会

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（函館事務所）

- 1 実習船はりうす作業船ポセイドン
遊漁船第八金龍丸衝突
- 2 漁船薩埵丸運航阻害
- 3 漁船薩埵丸運航阻害
- 4 旅客船おおぬま衝突（桟橋）

（仙台事務所）

- 5 貨物船第八勇進丸乗揚
- 6 漁船第二十五勝運丸運航阻害
- 7 漁船第五蛸島丸運航阻害
- 8 貨物船第六英和丸乗揚
- 9 漁船第八恭徳丸運航阻害
- 10 油送船たかさご2工事用ブイ損傷
- 11 引船第二十八十勝丸運航阻害
- 12 貨物船第二上組丸運航阻害
- 13 旅客船あさかぜ運航阻害
- 14 旅客船かもしか運航阻害
- 15 油送船菱栄丸漁船第七喜代丸衝突
- 16 漁船弥生丸モーターべーとミッチー2000衝突
- 17 油送船星泉丸遊漁船えんぜる衝突
- 18 引船大祥丸刺網損傷

（横浜事務所）

- 19 貨物船昌栄丸座洲
- 20 引船高尾丸運航阻害
- 21 漁船司丸漁船長宝丸衝突
- 22 貨物船第五豊和丸運航不能（推進器損傷）
- 23 油送船日高丸乗揚
- 24 油送船第八東亜丸衝突（灯標）
- 25 貨物船第五春日丸乗揚
- 26 貨物船第十八新幸丸乗揚
- 27 モーターべーとベル乗揚

28 貨物船センチュリー18衝突（岸壁）

29 押船協桜丸被押はしけ協同一号土運船高砂1062衝突

30 旅客船シンフォニー モデルナ油送船第二十一照平丸衝突

31 貨物船アンメイ漁船第二十一共栄丸衝突

32 貨物船デリ安全阻害

（神戸事務所）

- 33 漁船第七勝栄丸乗組員負傷
- 34 引船第五十俊栄丸引船列乗揚
- 35 油送船倭丸座洲
- 36 貨物船文祥丸運航阻害
- 37 貨物船第三十八天栄丸乗揚
- 38 貨物船ぬくしな衝突（灯浮標）
- 39 貨物船第八金栄丸運航阻害
- 40 貨物船導丸乗揚
- 41 貨物船第十八邦友丸乗揚
- 42 押船第十七浩鉄丸被押起重機船第十八浩鉄号乗揚
- 43 旅客船あさしお丸衝突（岸壁）
- 44 瀬渡船武庫丸モーターべーと無敵將軍衝突
- 45 漁船蛭子丸モーターべーとタカ衝突
- 46 貨物船第五住栄丸乗揚
- 47 引船ユニゾン－T101被引台船ユニゾン－B101漁船豊津丸衝突
- 48 モーターべーと敏丸転覆

（広島事務所）

- 49 押船七福丸被押はしけ七福組乗揚

50 押船第十八神佑丸被押バージ第十
八神佑号乗揚

51 貨物船サニ一吉祥乗揚

52 貨物船幸運丸貨物船泉栄丸衝突

53 貨物船松栄丸衝突（灯浮標）

54 貨物船ニッシン トレーダー引船福
山丸衝突

55 貨物船第三十八天栄丸のり養殖施
設損傷

56 貨物船第八住福丸乗揚

57 巡視艇あしかぜのり養殖施設損傷

(門司事務所)

58 貨物船福吉号乗揚

59 遊覧船おとひめ衝突（防波堤）

60 押船せんだい丸被押バージせんだ
い乗揚

61 貨物船あさひふじ乗揚

62 貨物船アブラハム漁船若佐丸衝突

63 作業船たいよう六十一号乗揚

64 貨物船第十一昭栄丸座洲

65 貨物船第十八信正丸乗揚

(長崎事務所)

66 作業船とし丸乗揚

67 貨物船第八金栄丸座洲

68 貨物船星祥丸衝突（陸上施設）

69 貨物船サニ一五島乗揚

70 貨物船優昭丸乗揚

71 貨物船泰山丸衝突（岸壁）

72 遊覧船サブマリン号乗揚

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第36号	
事故等名	貨物船福吉号乗揚	
発生年月日時刻	平成19年10月1日08時20分ごろ	
発生場所	鹿児島県十島村平島南之浜沖合 (北緯29° 40.8' 東経129° 31.5')	
事故等調査の経過	調査の概要：平成20年10月24日門司・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有会社に電話聴取。11月19日船長作成の書類を精査。 原因関係者からの意見聴取：意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	貨物船福吉号 496トン	
船舶番号（IMO番号）	131852	
船舶所有者等	ヤマイチ建設（株）	
船種・船名・総トン数		
船舶番号（IMO番号）		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 三級海技士（航海）	
負傷者	負傷なし	
損傷	機関室の左舷主機関冷却海水吸入濾過器に亀裂	
事故等の経過	本船は、平島南之浜港の改修工事の目的で、同島東之浜沖の錨地から南之浜港へ向けて回航中、同港沖の浅瀬に接近していることに気付き、機関を後進に掛けたものの、及ばず、平成19年10月1日08時20分ごろ、同浅瀬に乗り揚げた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、浅瀬に対する見張りが十分でなく、気付くのが遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が浅瀬に気付くのが遅れたため、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	